

WORK 常勤看護師の業務紹介

都立特別支援学校には医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍しています。常勤看護師は、教育現場である学校で安全かつ適切に医療的ケア※を実施するための各種調整が主な業務です。

※経管栄養、吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為

01 都立特別支援学校で実施する医療的ケア

都立特別支援学校には医師が常駐していません。医師が不在の学校で医療的ケアのある児童・生徒等が安心して学ぶことができるよう、主治医の指示書や学校医、指導医の助言に基づき、作成された手順書を基に医療的ケアを実施します。

常勤看護師は、**校内の医療的ケア全般の状況**や関連する業務全体を把握し、**関係者や教職員と連携**して、個々の医療的ケアの安全かつ確実な実施を推進する役目を担います。

医療技術の進歩に合わせて、学校で実施出来る医療的ケアについては毎年見直しを実施しています。

令和7年度から、新たに中心静脈栄養とネーザルハイフローの実施項目が加わりました。



＜実施対象にできる医療的ケアの項目＞

- (1) 吸引（口腔・鼻腔、エアウェイ内、気管切開部）
- (2) 経管栄養（留置されている管、胃ろう・腸ろう、口腔ネラトン法）
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理（経鼻エアウェイの挿入・抜去）
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 日常的酸素管理
- (9) 非侵襲的（マスク式）陽圧換気療法の管理
- (10) 気管切開下における人工呼吸器の管理
- (11) 血糖値測定及びその後の処置
- (12) 排痰補助装置の使用
- (13) 中心静脈栄養
- (14) ネーザルハイフロー

「都立特別支援学校における医療的ケア実施要項」より抜粋

02 学校における常勤看護師の役割

特別支援学校には常勤看護師以外にも、**教員、非常勤看護師、学校介護職員**など**様々な職種が互いに連携**して児童・生徒の学校生活を支えています。その中で、常勤看護師は、医療的ケアに関する司令塔の役割を担っています。

＜常勤看護師が担う主な業務＞

- (1) 児童・生徒への医療的ケアの実施、報告、記録・健康管理
- (2) 医療的ケアに関する保護者、教職員等との情報共有、指導・助言
- (3) 主治医・指導医など、医療関係者等と連絡調整
- (4) 指示書に基づく、個別・緊急マニュアルの作成
- (5) ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- (6) 緊急時の対応
- (7) 非常勤看護師の勤務調整及び指導、相談、カンファレンスの開催
- (8) 医療的ケアに関する教職員からの相談
- (9) 近隣校への指導等支援
- (10) 医療的ケア児専用通学車両の試乗業務



03 東京都教育委員会における医療的ケアの取組

令和3年に成立したいわゆる「医ケア児支援法」の立法目的である、「医療的ケア児の健やかな成長」と「家族の離職の防止」の観点から以下の取組を推進しております。

○保護者付添い期間の短縮化

学校での医療的ケア実施に向けた健康観察、手続き等を入学前から開始し、入学後の保護者付添い期間を短縮化する取組を実施しています。

○医療的ケア児専用通学車両の運行

医療的ケア児の通学保障の観点から、医療的ケア児専用通学車両を配車・運行し、車内で医療的ケアを実施しています。

8 : 30

出勤 児童・生徒の出欠席連絡の確認
非常勤看護師の勤務内容の確認・申し送り

8 : 50

登校時のバイタルチェック

9 : 00

各教室を巡回し、医療的ケアの状況を確認。
非常勤看護師からの相談対応。指導医診断立会いなど

11 : 30

午後出勤の非常勤看護師へ申し送り

12 : 00

給食時間帯で人手が足りない教室の応援
非常勤看護師からの相談対応

13 : 00

昼食

13 : 30

各教室を巡回し、医療的ケアの状況を確認
非常勤看護師からの相談対応など

15 : 30

下校時のバイタルチェック

15 : 45

休憩

16 : 30

翌日の非常勤看護師のシフト・業務内容の確認
教職員との各種打ち合わせ

17 : 00

退勤